

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会  
理事長 岩 永 裕 貴

### 令和3年規則第1号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則(平成27年2月25日規則第1号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線は改正部分を示す。)

改 正 前 (旧)	改 正 後 (新)
<p>付 則(平成27年2月25日規則第1号)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 施行の日から令和3年3月31日までの間、改正後の運営規則第36条の規定の適用については、同規則第36条中「1000分の3.6」とあるのは「1000分の3.3」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>付 則(平成27年2月25日規則第1号)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の運営規則第36条の規定の適用については、同規則第36条中「1000分の3.6」とあるのは「1000分の3.3」とする。</p> <p>4 (略)</p>